

第 12 次

長野県交通安全計画

令和 8 年度 (2026 年度) ~ 令和 12 年度 (2030 年度)

長野県交通安全対策会議

ま え が き

20世紀初めに自動車が実用化されて以降自動車保有台数は急増し、20世紀末には全国で約7,600万台に達するなど、20世紀は正に自動車の世紀であったと言えます。

この自動車の増加に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、交通ルールの遵守や交通安全意識の定着が不十分であったこと、車の安全性を確保するための技術が未発達であったこと等から、交通事故が増加し、交通事故死者数は昭和45年（1970年）に1万6,765人に達しました。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、昭和45年6月に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。

長野県においても自動車保有台数等の増加と並行して交通事故が増加し、昭和47年（1972年）には交通事故死者数が337人に達しましたが、11次にわたり県の交通安全計画を策定し、関係行政機関・民間団体・県民がそれぞれの立場で交通安全対策を推進してきた結果、平成15年（2003年）中の死者数は164人とピーク時の半分以下となり、さらに令和7年（2025年）中の死者数は44人にまで減少しました。

しかしながら、近年においても高齢運転者による事故、子どもが犠牲となる痛ましい事故が発生しており、特に、次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくことは私たちの重大な使命です。

また、鉄道交通の事故は、大量・高速輸送システムの進展の中で、ひとたび事故が発生すれば、重大なものとなる恐れがあります。

交通事故の防止は、関係行政機関・団体及び県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念のもとに、交通事故のない社会を目指して、総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければなりません。

本計画は、交通安全対策基本法に基づき、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。

本計画に基づき、関係機関・団体が緊密な連携を保ち、地域の交通実態に即した効果的な交通安全施策を推進してまいります。

目 次

交通安全計画施策体系	1
第1編 はじめに	2
第1章 交通安全計画の策定について	2
1 基本理念	2
2 交通安全計画策定の趣旨	2
3 第12次長野県交通安全計画の策定	3
4 計画推進に当たっての役割分担と連携強化	3
第2編 道路交通の安全	4
第1部 総論	4
第1章 道路交通事故の現状等	4
1 全国及び長野県における交通事故死者の推移	4
2 長野県における近年の交通事故発生状況と交通死亡事故の特徴	4
3 交通事故の特徴	6
(1) 高齢者事故の推移	6
(2) こども事故の推移	9
(3) 自転車事故の推移	10
(4) 歩行者事故の推移	11
4 道路交通事故の見通し	12
第2章 第12次長野県交通安全計画における目標	12
第2部 道路交通の安全についての対策	14
第1章 今後の道路交通安全対策を考える視点	14
1 重視すべき視点	14
(1) 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策	14
(2) こどもの安全確保のための環境整備	15
(3) 歩行者の安全確保のための意識変容	16
(4) 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	16
(5) 外国人の交通安全対策の推進	16
(6) 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進	17
(7) 生活道路における歩行者等の安全確保	17
(8) 先端技術の活用推進	18
(9) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	18
(10) 地域が一体となった交通安全対策の推進	18

第2章 講じようとする施策	20
第1節 道路交通環境の整備	20
第2節 交通安全思想の普及徹底	40
第3節 安全運転の確保	54
第4節 車両の安全性の確保	64
第5節 道路交通秩序の維持	69
第6節 救助・救急活動の充実	74
第7節 被害者支援の充実と推進	78
第8節 研究開発及び調査研究の充実	81
第3編 鉄道交通の安全	83
第1部 総論	83
第1章 鉄道事故のない社会を目指して	83
1 鉄道事故の状況等	83
2 近年の運転事故の特徴	84
第2章 交通安全計画における目標	84
第2部 鉄道交通の安全についての対策	84
第1章 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	84
第2章 講じようとする施策	84
1 鉄道交通環境の整備	84
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	85
3 鉄道の安全な運行の確保	85
4 鉄道車両の安全性の確保	87
5 救助・救急活動の充実	87
6 被害者支援の推進	87
第4編 踏切道における交通の安全	90
第1部 総論	90
第1章 踏切事故のない社会を目指して	90
1 踏切事故の状況等	90
2 近年の踏切事故の特徴	90
第2章 交通安全計画における目標	91
第2部 踏切道における交通の安全についての対策	91
第1章 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	91
第2章 講じようとする施策	91
1 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進	91
2 踏切道の統廃合の促進	92
3 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	92

4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	・・・	92
---	--------------------------	-----	----

付属資料

	交通安全対策基本法（抜粋）	・・・	94
--	---------------	-----	----

第12次長野県交通安全計画施策体系

